

趣旨

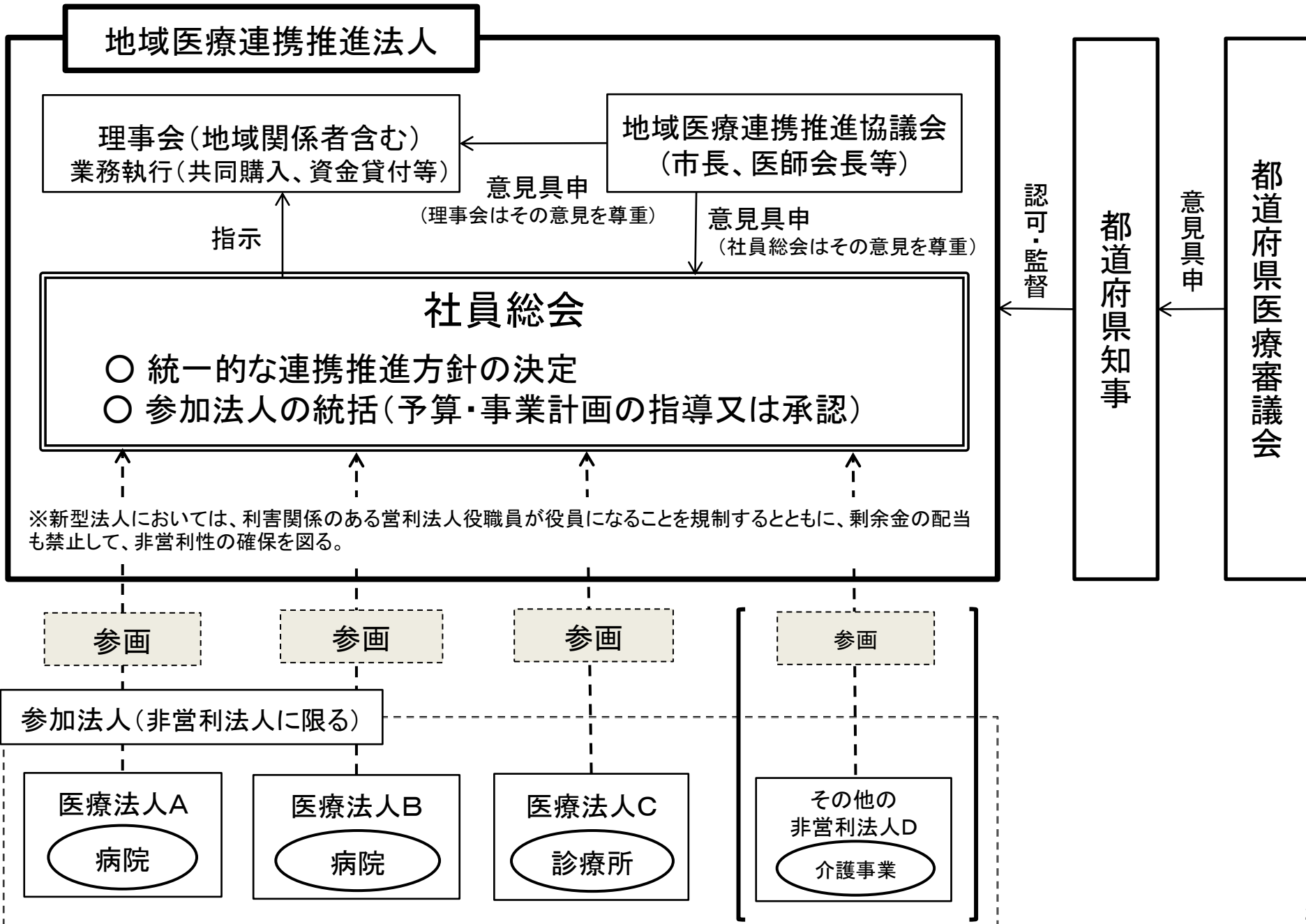
医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人(仮称)の認定制度を創設する。これにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

ポイント

※医療法改正

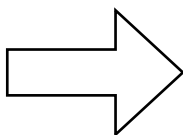
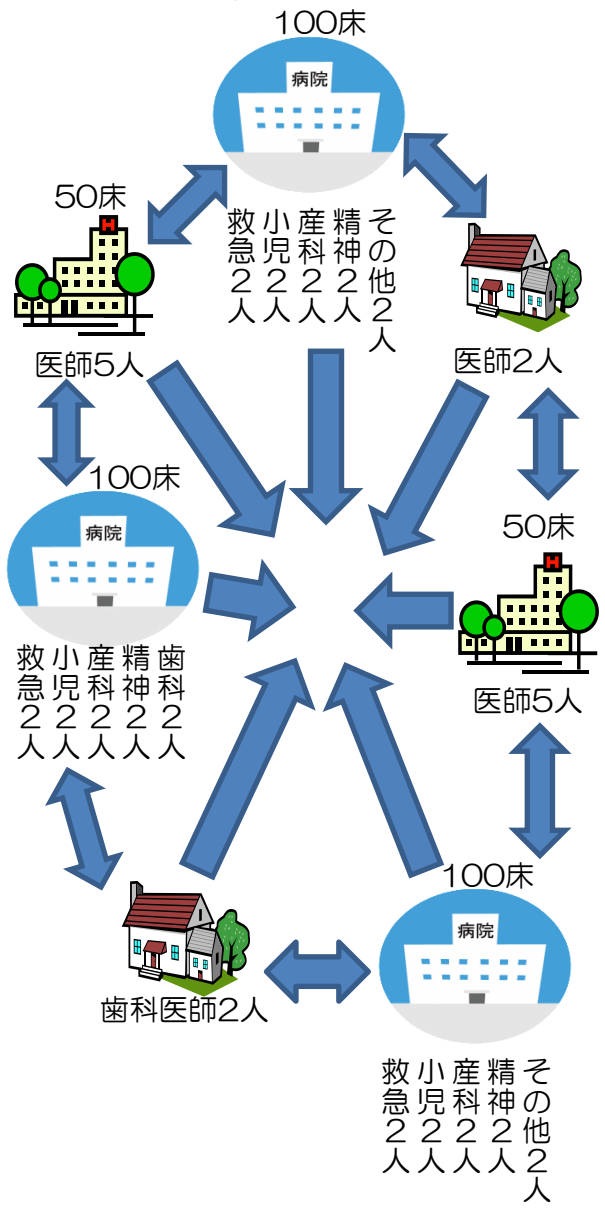
- 法人格
 - ・ 地域の医療機関等を開設する複数の医療法人その他の非営利法人の連携を目的とする一般社団法人について、都道府県知事が地域医療連携推進法人(仮称)として認定する。
- 参加法人(社員)
 - ・ 地域で医療機関を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることを必須とする。
 - ・ それに加え、地域医療連携推進法人の定款の定めるところにより、地域包括ケアの推進のために、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う非営利法人を参加法人とすることができる。
 - ・ 営利法人を参加法人・社員とすることは認めない。
- 業務内容
 - ・ 統一的な連携推進方針(医療機能の分化の方針、各医療機関の連携の方針等)の決定。
 - ・ 病床再編(病床数の融通)、キャリアパスの構築、医師・看護師等の共同研修、医療機器等の共同利用、病院開設、資金貸付等。
 - ・ 関連事業を行う株式会社(医薬品の共同購入等)を保有できる。
- ガバナンス(非営利性の確保等)
 - ・ 社員の議決権は各一個とするが、不当に差別的な取扱いをしない等の条件で、定款で定めることができる。
 - ・ 参加法人の事業計画等の重要事項について、意見を聴取し、指導又は承認を行うことができる。
 - ・ 理事長は、その業務の重要性に鑑み、都道府県知事の認可を要件とする。
 - ・ 地域医療連携推進協議会の意見を尊重するとともに、地域関係者を理事に加えて、地域の意見を反映。
 - ・ 営利法人役職員を役員にしないこととするとともに、剰余金の配当も禁止して、非営利性の確保を図る。
 - ・ 外部監査等を実施して透明性を確保する。
 - ・ 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見に沿って、法人の認定、重要事項の認可・監督等を行う。

地域医療連携推進法人制度(仮称)の仕組み



地域医療連携推進法人（仮称）設立の効果・メリット（イメージ）

<法人設立前>



グループ内の
病床機能の分化・連携



急性期病院
過剰 → 適正化

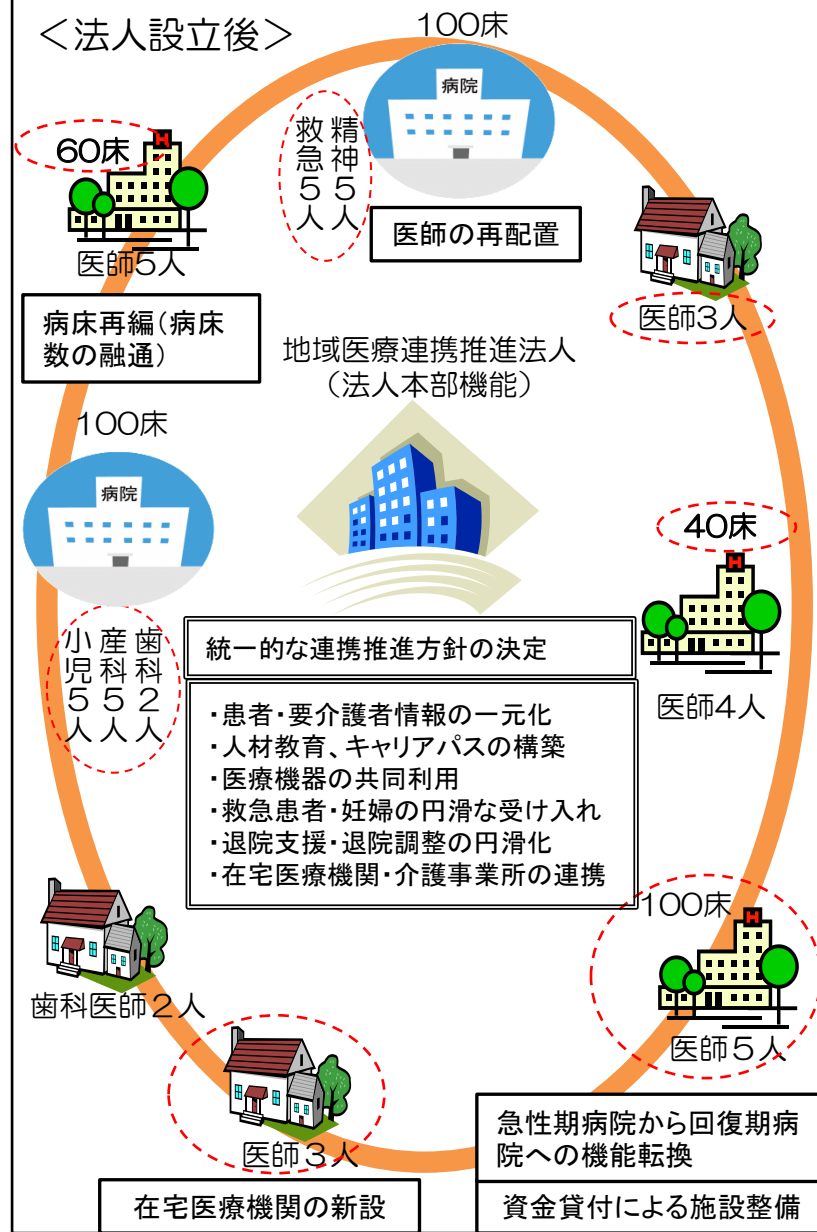


回復期病院
不足 → 充実



在宅医療機関
不足 → 充実

<法人設立後>



地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設による地方創生の取り組み(まち・ひと・しごと)

複数の病院(医療法人等)を統括し、一体的な経営を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、地域医療・地域包括ケアの充実を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢とするとともに、地方創生につなげる。

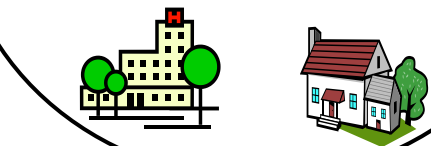
地方創生を目指して
(まち・ひと・しごと)

グループ病院の一体的経営により、経営効率を向上

しごと

- ・ブランド力による価格交渉力の獲得・共同物品購入によるスケールメリット
- ・人事の一元化による人員の適正配置
- ・在宅医療、在宅介護等に新たに進出(グループ内からノウハウ・資金を入手)
- ・資金融通によるグループとしての資金の有効活用(現行制度では医療法人の資金貸付を規制)
- ・関連事業の株式会社からの配当の獲得(現行制度では医療法人の株式出資を規制)
- ・庶務業務の統一によるコスト削減

グループとしてのブランド力
(競争力・信頼感)



- ・メイヨー・クリニックの特長
 - ・「メイヨーブランド」の確立
 - ・70医療機関のアライアンス
 - ・事業規模約9000億円
 - ・職員数約6万人

グループ病院の特長を活かして、地域医療・地域包括ケアを推進

- ・グループ病院・介護事業所の相談・紹介
- ・患者・要介護者情報の一元的把握
- ・統一カルテ等のシステムによる重複した検査の省略
- ・退院支援・退院調整ルールの方策
- ・訪問看護・訪問介護による在宅生活の支援
- ・救急受入ルールの策定・要介護者急変時の円滑な対応
- ・医師・看護師・介護福祉士等のキャリアパスの構築による定着率の向上
- ・人事の一元化による過疎地域への医師派遣の実施
- ・診療科(病床)の再編成
- ・在宅医療、在宅介護等に新たに進出(グループ内からノウハウ・資金を入手)

まち

ひと

しごと

※ 上記事項を実施するかどうかは各グループの決定による

地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設について

◎「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

医療法人制度の見直しについて

◎「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

② 医療法人制度に関する規制の見直し

以下の事項について、年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。

- ・ 医療法人の分割

会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。

- ・ 社会医療法人の認定要件の見直し

社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。

◎ 「規制改革実施計画」 （平成26年6月24日 閣議決定）

⑧ 医療機関の経営基盤の強化

○ 事項名

医療法人の経営の透明化・適正化

○ 規制改革の内容

医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。

- ・ 社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務づけること
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること
- ・ メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令遵守体制を構築するための方策

○ 実施時期

平成26年度検討・結論

◎ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」 （平成26年6月17日 参議院厚生労働委員会）

政府は、公助、共助、自助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、社会保障制度改革を行うとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

二、医療法の一部改正について

1 医療提供体制等について

オ 国民皆保険の下で行う医療事業の経営の透明性を高めるため、一定の医療法人の計算書類の公告を義務化することについて検討すること。